

デイサービスセンターごごしま運営規程

(介護予防型通所介護サービス)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部愛媛県済生会（以下「事業者」という。）が開設するデイサービスセンターごごしま（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防型通所介護サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の指定介護予防型通所介護サービス（以下「介護サービス」という。）の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、利用者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターごごしま
- (2) 所在地 愛媛県松山市泊町618-4

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 : 1名 (介護職員兼務)

管理者は事業所の職員の管理及び経理事務を行うと共に、適正な執行のために必要な指揮監督を行う。介護予防通所介護計画の作成等、利用者の希望並びに身体及び家族等の状況に配慮した介護サービスに関するサービス全般を管理する。また、利用者の介護サービス提供も兼務する。

- (2) 生活相談員 : 2名 (介護職員兼務2名)

生活相談員は、事業所に対する介護サービスの利用申込みに係る調整、介護職員等に対する技術指導を行う。また、利用者の介護サービス提供も兼務する。

- (3) 看護職員 : 3名 (機能訓練指導員兼務1名)

看護職員は、利用者の身体的状況等を把握し、健康状態に配慮した介護サービスにあたる。

- (4) 介護職員 : 8名 (管理者兼務1名、相談員兼務2名)

介護職員は、介護予防型通所介護計画に基づいた介護サービスを行う。

- (5) 機能訓練指導員 : 1名 (看護師兼務)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を必用に応じて行う。

- (6) 調理員 : 6名 (非常勤職員) 調理員は、介護サービスの調理業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月・火・木・金・土
- (2) 休業日 水・日・年始(1月1日から1月3日)
- (3) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (4) サービス提供時間 午前9時30分から午後15時30分までとする。

(介護サービスの利用定員)

第6条 利用定員は、30名とする。

(介護サービスの内容及び利用料等)

第7条 介護サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎サービス
 - (2) 健康チェック
 - (3) 生活指導(相談援助等)
 - (4) 運動器機能の向上
 - (5) 口腔機能の向上
 - (6) 給食サービス
 - (7) 生活機能向上グループ加算
 - (8) 入浴サービス
 - (9) その他、サービスの提供に必要と認められる援助
- 2 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用者の負担割合に応じたその金額を利用者が負担するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。
- (1) 食事等の提供に要する費用
 - (2) 通常の事業の送迎地域外に居住する利用者に対して行うフェリーに要する実費
 - (3) その他介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、松山市の興居島地区とする。

(サービスにあたっての留意事項)

第9条 利用者は、介護サービスの提供を受ける際には、次の掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。

- (5) 常備薬、介護サービスの対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業員が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- (8) 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時の対応方法)

第10条 従業員は、介護サービスを実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の事項を実施する。

- 一 消火、通報及び非難の訓練、年2回以上実施
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(虐待の防止)

第12条 事業所は、虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

- 2 事業所は、虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所は、従業員に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
- 4 事業所は、前項に揚げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(衛生管理及び介護予防型サービス介護職員等の健康管理等)

第13条 事業所は、介護予防型通所サービスする。

- 2 事業所は、介護予防型通所サービスの介護職員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持等)

第15条 介護予防型通所サービスの介護職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、介護予防型通所サービス介護職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、介護予防型通所サービスの介護職員でなくなった後においてもこれ

らの秘密を保持すべき旨を、介護予防型サービス介護職員との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 16 条 管理者は、提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情窓口を設置し、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 17 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、関係事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第 18 条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

一 採用時研修

二 継続研修：介護技術の向上を目的に年 2 回以上実施する。

2 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを掲示するものとする。

3 事業所は、介護サービスの提供に関する諸記録を整備するものとする。

また、介護サービスに関わる職員、設備、備品及び会計に関する諸記録、その他必要な帳簿を整備し 2 年間は保存するものとする。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日 改正する。

この規程は、平成 30 年 8 月 17 日 改正する。

この規定は、平成 31 年 2 月 1 日 改正する。

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日 改正する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日 改正する。

この規定は、令和 3 年 7 月 1 日 改正する。

この規定は、令和 5 年 10 月 1 日 改正する。

この規定は、令和 6 年 3 月 15 日 改正する。